

別紙 10 乳製品国際規格策定活動支援

第 1 事業の実施方針

生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、コーデックス及び国際酪農連盟（IDF：International Dairy Federation）（以下「IDF」という。）等が作成する乳製品国際規格案等に我が国の意見を反映させるための取組を行う。

第 2 事業の内容

1 事業の取組内容

- (1) 乳製品国際規格案等について検討するための学識経験者、専門家等による国内専門部会等の開催
- (2) 乳製品国際規格案に関するコメント及び IDF 等からの質問状に対する回答の取りまとめ並びに関係府省庁や IDF 等への提出
- (3) コーデックス会合、IDF の諸会合等への出席
- (4) 会合結果等に関する報告書の作成及び配布

2 補助要件

- (1) 成果目標の基準を満たしていること。
- (2) 1（2）については必ず取り組むこと。

3 成果目標の設定

(1) 成果目標

乳製品の国際規格に我が国の主張を反映させるため、乳製品にかかるコーデックス国際規格（原案）を作成する IDF 等に対し、意見書を作成し、提出すること（IDF 等が発出する質問に対し、我が国の意見の反映のため、的確に回答を作成し、提出すること）。

(2) 目標年度

目標年度は事業実施年度とする。

第 3 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要領本体第 5 の 1 に基づき、別添 1 により事業実施計画を作成し、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

第 4 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第 6 に基づき、別添 2 により事業実施年度の翌年度の 7 月末までに実施状況を畜産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

事業の評価は本要領本体第 7 の 1 に基づき行うものとする。ただし、本要領本体第 7 の 1（2）、（3）、（6）及び（7）については、適用しないものとする。

- (1) 事業実施主体は、別添3により事業実施年度の翌年度の7月末までに点検評価を行い、畜産局長に報告するものとする。
- (2) 農林水産省畜産局は、事業実施主体が(1)により報告を行った事業評価の内容について、延滞なく点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を別添4に記入するものとする。

第5 その他

- 1 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとする。
 - (1) 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払うもの以外のもの（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）
 - (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費
 - (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
 - (6) 支払いが翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）
 - (7) 日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）のうち、当該海外付加価値税について還付制度を利用して還付を受ける額
- 2 環境負荷低減に向けた取組強化
事業実施主体は、事業実施計画の提出時に、環境負荷低減の取組に係るチェックシート（別添5）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨チェックした上で、当該チェックシートを畜産局長に提出するものとする。また、実績報告時にチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、畜産局長に提出するものとする。なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

別添1（第3関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度（西暦〇〇年度）持続的生産強化対策事業実施計画の承認申請について

令和〇〇年度（西暦〇〇年度）において、持続的生産強化対策事業（乳製品国際規格策定活動支援）を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号、〇畜産第〇〇号、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）第5の1に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

- 1 関係書類として別添1－1を添付すること。

別添1-1 (第3関係)

乳製品国際規格策定活動支援

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	

2 事業の内容

ア 国内専門部会等の開催

(単位：千円)

開催時期	開催場所	出席者及び出席者数	内容	事業費	備考
合計					

イ 国際規格等へのコメントのとりまとめ等

(単位：千円)

回答のとりまとめの方法等	事業費	備考
	合計：	

ウ 国際会議等への出席等

(単位：千円)

開催時期	開催場所	出席者及び出席者数	内容	事業費	備考
合計					

エ 報告書の作成・配布

(単位：千円)

作成時期	配布先	部数	内容	事業費	備考
合計					

(注) アからエの備考欄には、積算根拠を記載すること

別添2（第4関係）

令和〇〇年度（西暦〇〇年度）持続的生産強化対策事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

下記のとおり持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号、
〇畜産第〇〇号、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）第6の規定により報告す
る。

記

（事業実施計画書に準じて作成する。）

別添3（第4関係）

令和〇〇年度（西暦〇〇年度）持続的生産強化対策事業成果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号、〇畜産第〇〇号、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）第7の1の規定により別添3-1のとおり報告する。

別添3-1 (第4関係)

第1 実施事業の名称等

事業名	事業内容	事業目的

(注) 事業実施計画時に提出した事業名、事業内容及び事業目的を記載すること。

第2 実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第3 事業の成果

1 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	(理由)
適正な事業の執行	(理由)

(注) 「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

2 事業の成果品等

事業実施の成果品（報告書等）、事業の成果が確認できる資料等を添付すること。

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費(円)	総合評価	A: 計画以上の成果が見られる
		【事業実施期間: 】	円 (うち国費 円)		<input checked="" type="radio"/> B: 計画通りの成果が見られる
					C: 計画通りの成果が見られない
				総合所見	
評価観点ごとの所見					
a 成果目標が達成されているか。					
()					
b 計画に即した取組が行われたか。					
c 予算の執行が適正に行われたか。また、予算に見合った成果が出たか。					

<記載要領>

- 1 評価観点ごとの所見欄には、a、b、cそれぞれの観点からの所見を記載する。
- 2 総合評価欄には、評価観点ごとの所見欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
- 3 総合所見欄には、取組全体について総合的な所見を記載する。
- 4 事業内容欄は、事業実施状況報告書に準ずる。
- 5 事業費は、決算額を記入する。

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3.0	
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	<input type="checkbox"/>
連絡先		報告時 (しました)	<input type="checkbox"/>

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、全ての項目にチェックを入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、取り組んだことを確認してチェックしてください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

＜対策のポイント＞

安全で品質の高い国産牛乳を学校給食用に安定的かつ効率的に供給することにより、生乳需要の維持・拡大を図ります。

＜政策目標＞

- 牛乳乳製品の需要量1,152万トン（生乳換算）[令和12年度]
- 牛乳乳製品の輸出環境の整備883億円 [令和12年度]

＜事業の内容＞

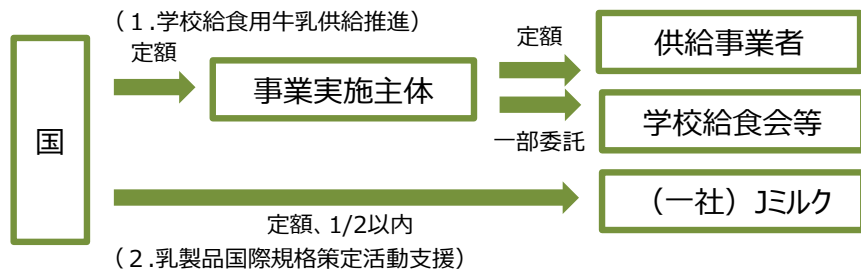
1. 学校給食用牛乳供給推進 550百万円（前年度550百万円）

- ① 学校給食用牛乳の安定的・効率的な供給等を推進するため、**学校給食用牛乳供給推進会議を開催し、事業実施計画の策定、配送の効率化に向けた取組、必要な調査等の実施を支援**します。
- ② 遠隔地、離島など**供給条件が不利な地域での学校給食用牛乳の利用を支援**します。
- ③ **小中学校等の学校給食への新規の牛乳供給を支援**します。

2. 乳製品国際規格策定活動支援 10百万円（前年度10百万円）

- 生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、**乳製品国際規格に我が国の意見を反映させるための活動を支援**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 学校給食用牛乳供給推進



学校給食用牛乳供給円滑化推進

- 実施計画の策定
- 関係者の理解醸成活動
- 配送効率化に向けた取組（隔日配送等）等の実施を支援



学校給食用牛乳安定需要確保対策

遠隔地、離島など供給条件が不利な地域（地域振興8法に基づく指定地域）を対象に輸送費等のかかりまし経費の一部を支援



学校給食用牛乳新規利用推進

学校給食への新規の牛乳供給に奨励金を交付（初年度限り）

2. 乳製品国際規格策定活動支援



乳製品国際規格に我が国の意見を反映させるための活動（我が国意見の取りまとめ、国際会合の出席等）を支援

【お問い合わせ先】 畜産局牛乳乳製品課（03-3502-5987）